

平成28年 3月28日
国立研究開発法人
日本原子力研究開発機構
敦賀事業本部

高速増殖原型炉もんじゅおよび原子炉廃止措置研究開発センターの
原子力事業者防災業務計画の修正について
(お知らせ)

当機構は、毎年、原子力災害対策特別措置法^{※1}（以下「原災法」という。）に基づき、高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）および原子炉廃止措置研究開発センター（以下「ふげん」という。）の原子力事業者防災業務計画^{※2}の見直しを検討しており、今年度の修正案について、同法に基づき平成28年1月19日から、関係自治体との協議を開始しました。

【平成28年1月19日お知らせ済み】

同計画について、原災法に基づき、関係自治体との協議を経たうえで、本日、内閣総理大臣および原子力規制委員会に届け出ました。

当機構は、今後とも「もんじゅ」および「ふげん」の安全確保に努めるとともに、原子力防災対策に万全を期してまいります。

(参考)

協議を行った関係自治体

- ・ 高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画
福井県、敦賀市、滋賀県、岐阜県
- ・ 原子炉廃止措置研究開発センター原子力事業者防災業務計画
福井県、敦賀市、滋賀県、岐阜県

※1：原子力災害対策特別措置法（原災法）

平成11年9月30日に発生したJCOウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年12月、原子力防災対策を強化するために制定された。その後、東日本大震災の教訓を踏まえて国の対策本部の強化等を行うために、平成24年6月に改定された。

※2：原子力事業者防災業務計画

原災法第7条に、原子力事業者は原子力事業者防災業務計画を作成すること、および、毎年この計画に検討を加え、必要に応じて修正することが定められている。また、同条第2項では、修正しようとするときは、あらかじめ所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事と協議することが定められている。

防災業務計画には、関係箇所への速やかな通報、災害の拡大防止、環境放射線モニタリングの実施など必要な業務を定めている。

添付資料：原子力事業者防災業務計画の修正要旨

以上

(内閣総理大臣および原子力規制委員会へ提出した「原子力事業者防災業務計画」)

[高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画](#)

[原子炉廃止措置研究開発センター原子力事業者防災業務計画](#)

原子力事業者防災業務計画の修正要旨

原子力災害対策特別措置法（平成12年6月16日施行）第7条第1項に基づき、高速増殖原型炉もんじゅおよび原子炉廃止措置研究開発センターの原子力事業者防災業務計画を修正しましたので、同条第3項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表します。

1. 修正年月日

「もんじゅ」：平成28年3月28日

「ふげん」：平成28年4月1日

（「ふげんを照射済燃料集合体が十分な期間冷却されているものとして定める告示」の施行期日とする。）

2. 修正対象原子力事業所

高速増殖原型炉もんじゅ

原子炉廃止措置研究開発センター

3. 主な修正内容

章	内容	主な修正事項
第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正方法等	—
第2章 原子力災害事前対策の実施	原子力災害に備え事前に行う体制の整備、放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備、原子力防災教育及び訓練の実施等	—
第3章 緊急事態応急対策の実施等	緊急時活動レベル（EAL）により発生事象を連絡・通報した場合等の、迅速かつ円滑な連絡・通報、体制の確立、並びに情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への要員派遣及び資機材の貸与等	〈第1、2節〉 ・原災法第10条第1項に規定する事象発生以降の通報先を追加 （地方放射線モニタリング対策官への通報を追加）（「もんじゅ」「ふげん」共通） 〈第1、3節〉 ・「ふげん」の緊急時活動レベル（EAL）を変更
第4章 原子力災害中長期対策の実施	原子力緊急事態解除宣言があった以降の中長期対策を行うための計画の策定、復旧対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	〈第1節〉 ・警戒体制の解除時においても社内外に連絡することを明記（「もんじゅ」「ふげん」共通）
第5章 その他	他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の要員派遣及び資機材提供等	—